

## その他3(報告案件)

# 広域調整手続きについて

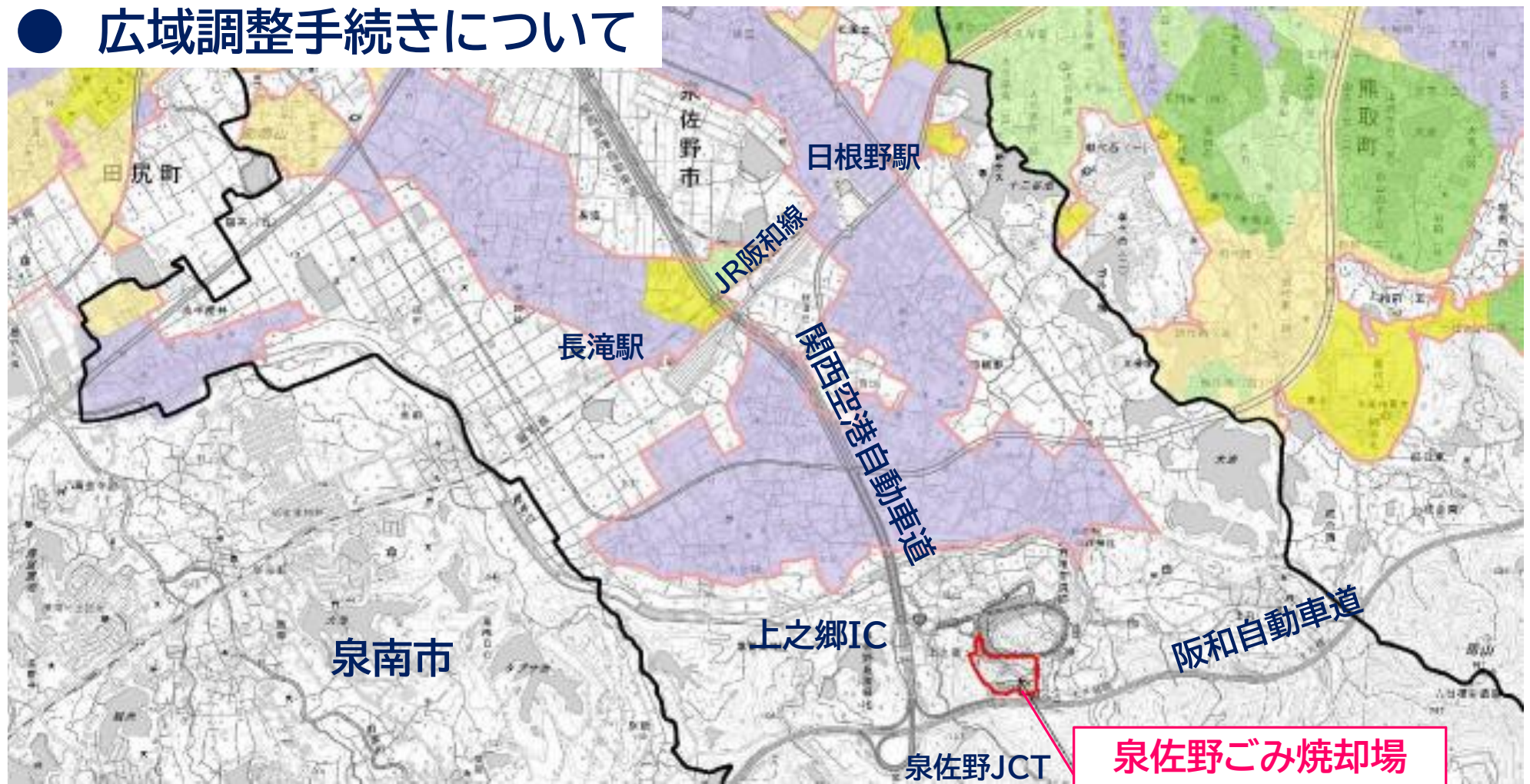
- > 南部大阪都市計画  
ごみ焼却場の決定(泉佐野市決定) <

泉南市 都市整備部



泉南市マスコットキャラクター  
「泉南熊寺郎」 “せんくま”

## ● 広域調整手続きについて



泉佐野市は泉佐野丘陵地区＝旧泉佐野コスモポリス）において、泉佐野市日根野・上之郷地内（、ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の新設に向けて、都市計画決定に関する手続き中。

現在、都市計画法第19条第3項に基づく大阪府知事との協議に先立ち、大阪府と事前協議を行っている。

## ● 広域調整手続きについて

大阪府では、市町村が決定する都市計画の協議（都市計画法第19条第3項）の際、建築基準法第51条対象施設（火葬場、汚物処理場、ごみ焼却場等）については、近接する関係市町村に意見聴取を行う。（都市計画法第19条第5項）

※ 当該施設の中心から概ね半径2km 以内に他の市町村域を含む場合

➡ 広域調整  
手続き

### ◆ 都市計画法第19条

（市町村の都市計画の決定）

第十九条 市町村は、市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）の議を経て、都市計画を決定するものとする。

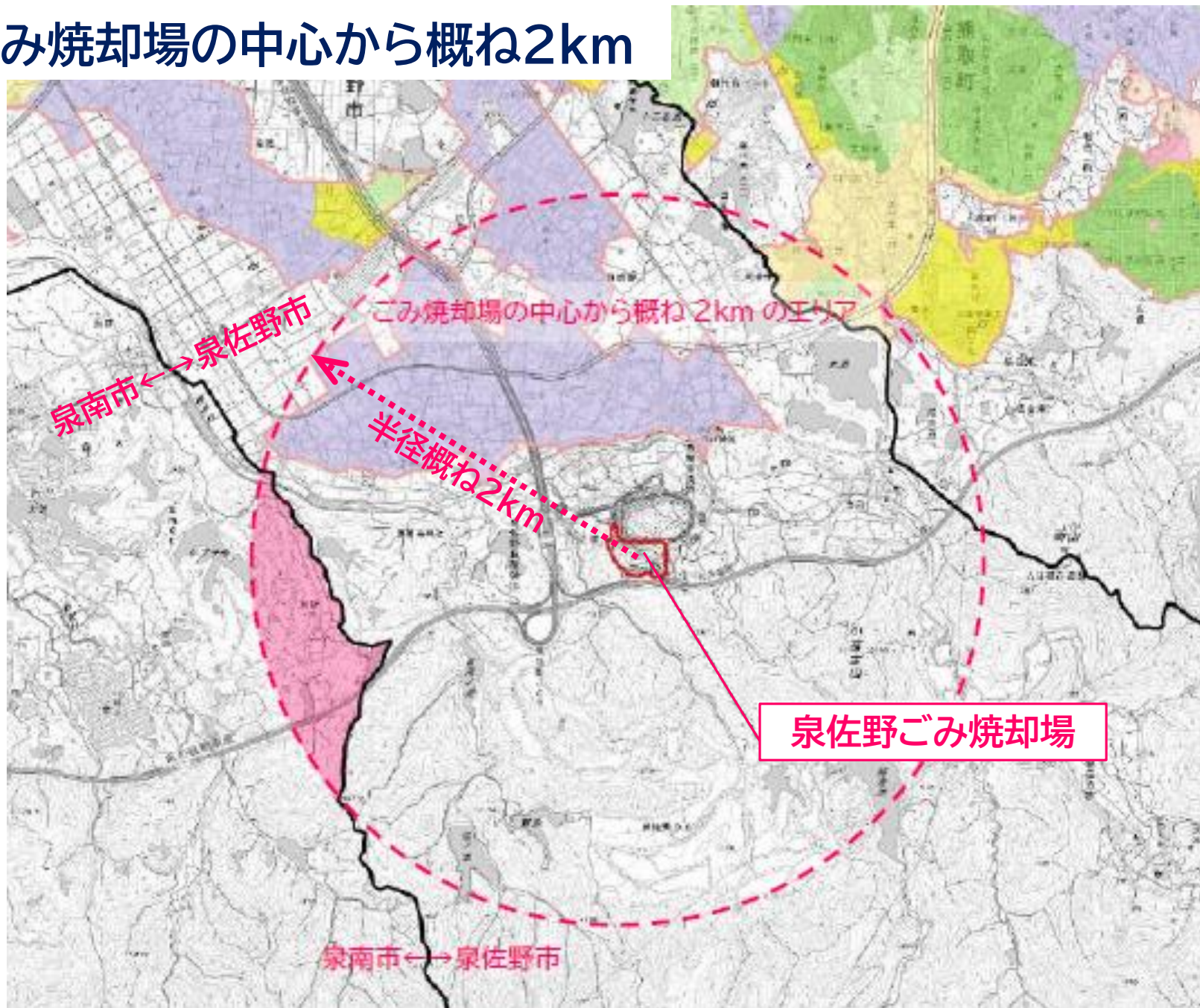
2 市町村は、前項の規定により都市計画の案を市町村都市計画審議会又は都道府県都市計画審議会に付議しようとするときは、第十七条第二項の規定により提出された意見書の要旨を市町村都市計画審議会又は都道府県都市計画審議会に提出しなければならない。

**3 市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域について都市計画（都市計画区域について定めるものにあつては区域外都市施設に関するものを含み、地区計画等にあつては当該都市計画に定めようとする事項のうち政令で定める地区施設の配置及び規模その他の事項に限る。）を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。**

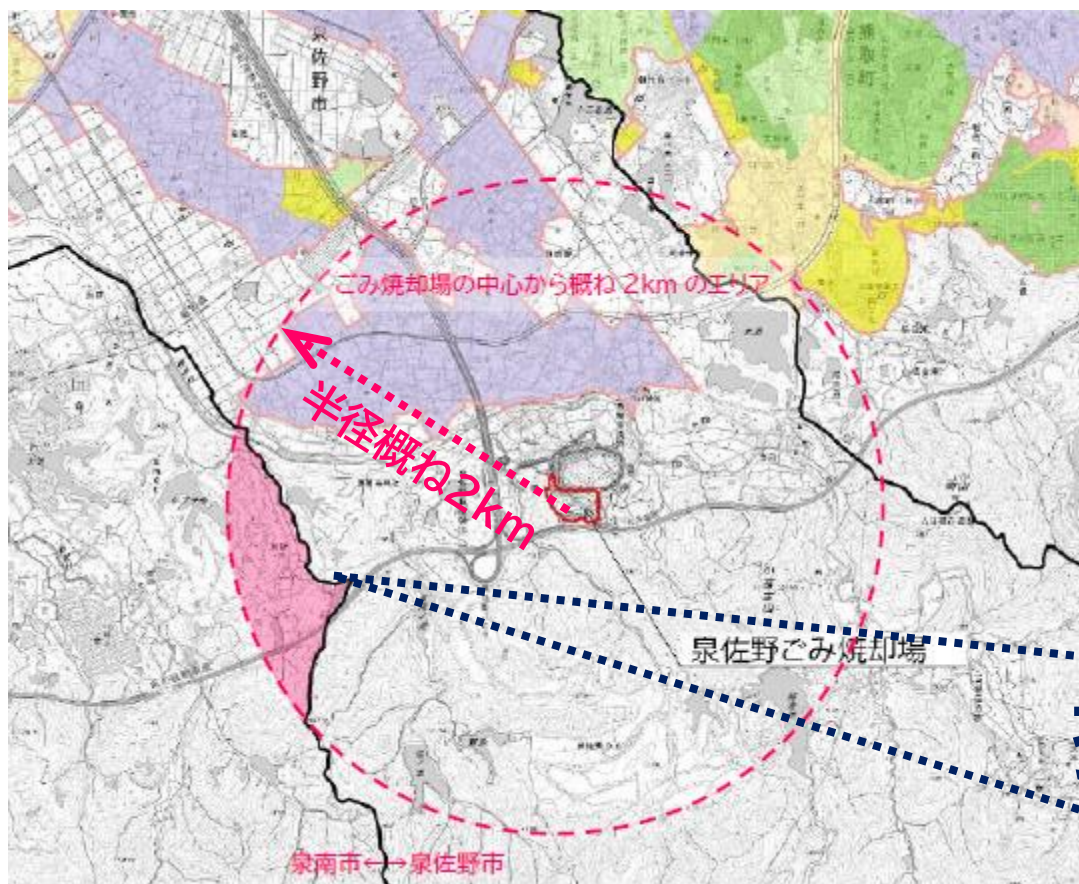
4 都道府県知事は、一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整を図る観点又は都道府県が定め、若しくは定めようとする都市計画との適合を図る観点から、前項の協議を行うものとする。

**5 都道府県知事は、第三項の協議を行うに当たり必要があると認めるときは、関係市町村に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。**

● ごみ焼却場の中心から概ね2km



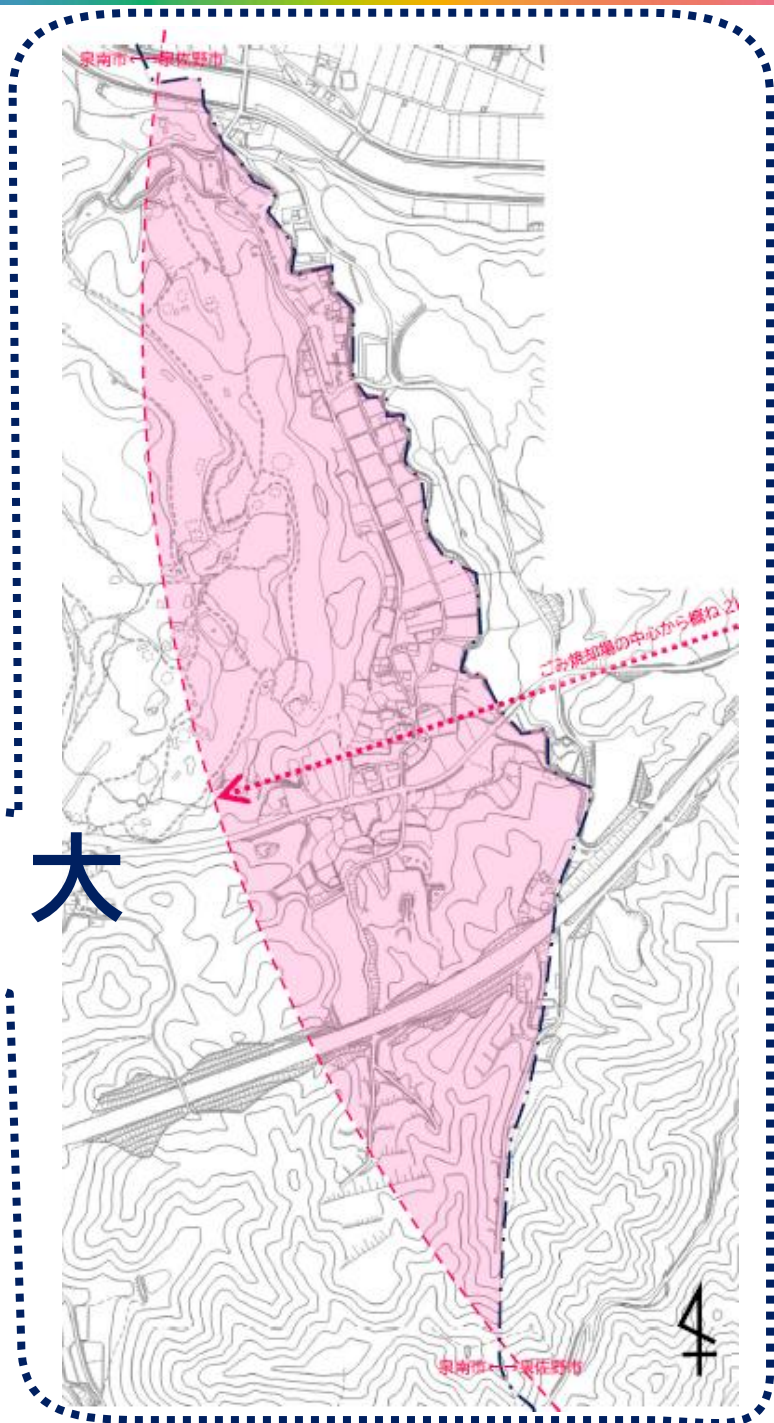
## ● ごみ焼却場の中心から概ね2km



拡大

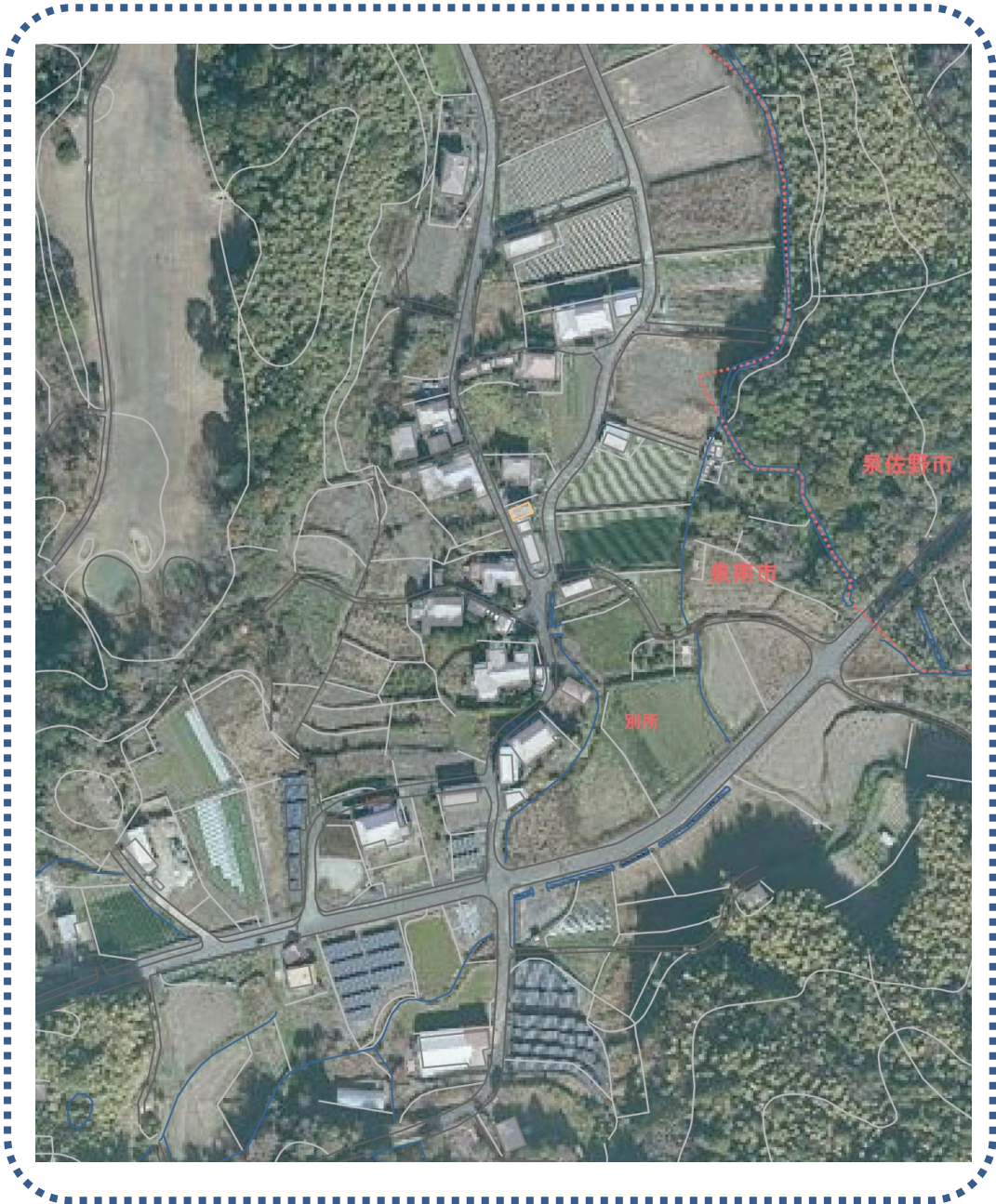
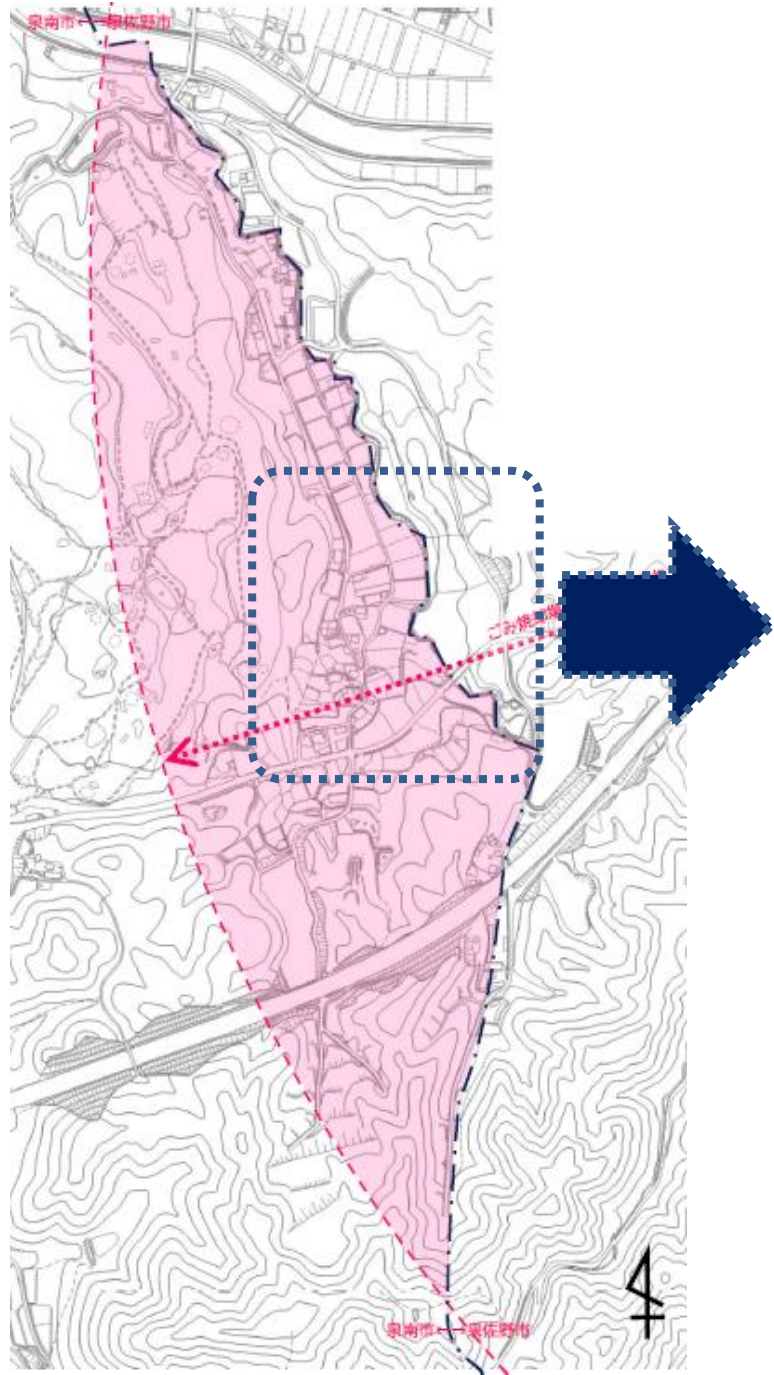
ごみ焼却場から、半径概ね2km以内に含まれる泉南市域は、

- ・ 別所地区の集落・農地・山林
- ・ 兔田地区の農地・山林
- ・ 泉南カントリークラブの一部



# ● ごみ焼却場の中心から概ね2km

# 航空写真



# ● 意見照会

計調第 1443 号

令和 7 年 9 月 26 日

泉 南 市 長 様

大 阪 府 知 事



南部大阪都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の決定について（照会）

標記について、令和 7 年 9 月 16 日付け泉佐都都第 1772 号で泉佐野市より意見照会がありました。

つきましては、都市計画法第 19 条第 5 項の規定により貴市の意見を求めますので、別途お送りする協議図書をご確認いただき、令和 7 年 10 月 9 日までにご回答いただきますようお願いいたします。なお、ご意見が無い場合も、回答をお願いいたします。

## ● 計画書

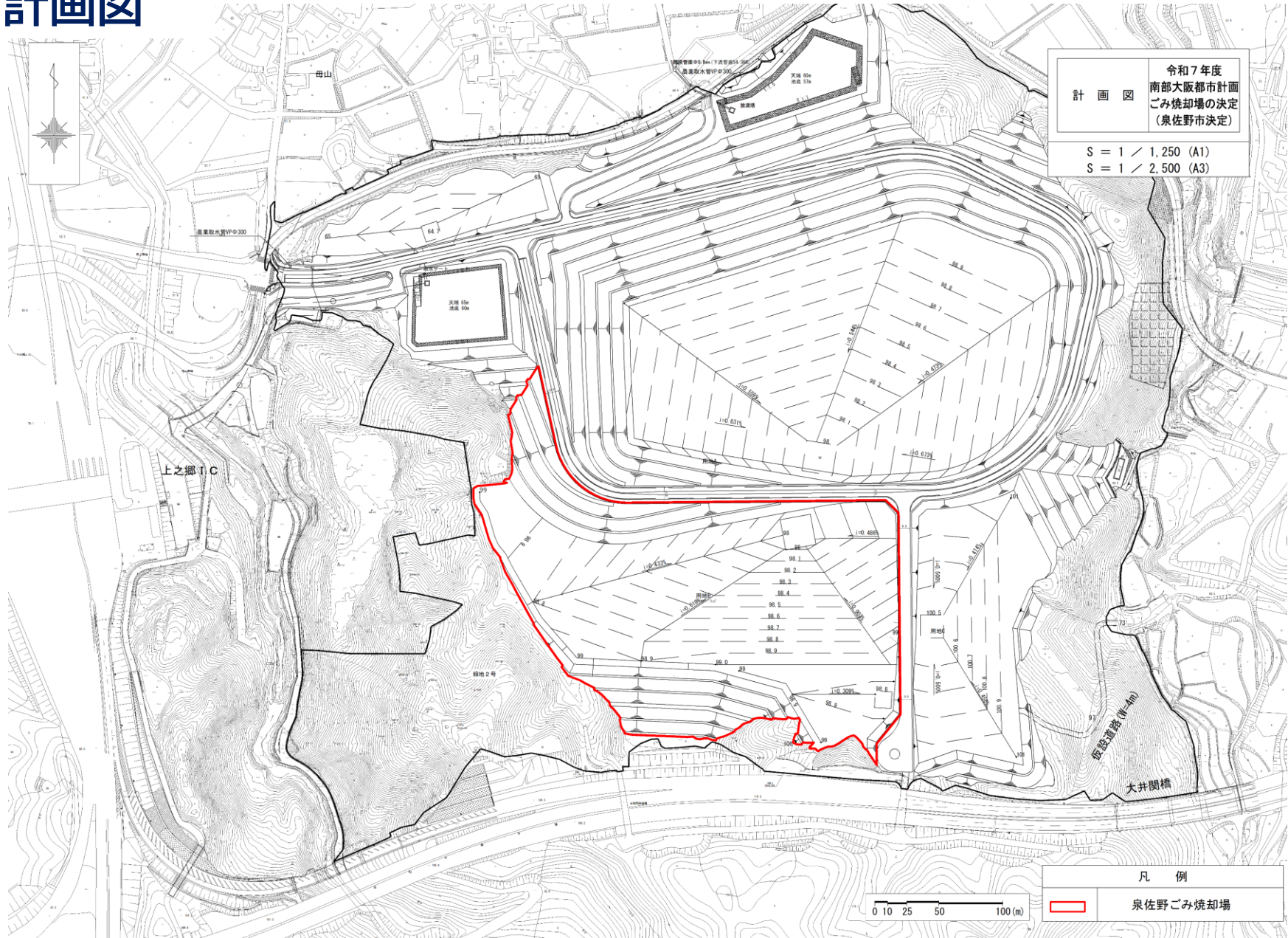
南部大阪都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の決定（泉佐野市決定）

都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）を次のように決定する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	ごみ焼却場名			
1	泉佐野ごみ焼却場	泉佐野市 日根野、上之郷地内	約 55,300m <sup>2</sup>	エネルギー回収推進施設 210(t/日)
				マテリアルリサイクル推進施設 24(t/5h)

「区域は計画図表示のとおり」

# 計画図



計画図  
 令和7年度  
 南部大阪都市計画  
 ごみ焼却場の決定  
 (泉佐野市決定)

S = 1 / 1,250 (A1)  
 S = 1 / 2,500 (A3)

凡例

泉佐野ごみ焼却場

## ● 広域調整に係る意見

広域調整については、都市計画又はまちづくりの観点から検討。

### ① 道路交通に対する影響

泉佐野市、田尻町及び熊取町から発生する一般廃棄物を計画地のごみ焼却場に搬入するもので、塵芥車の収集運搬ルートに泉南市域は含まれていない。

### ② 環境への影響

泉佐野市田尻町清掃施設組合は、大阪府環境影響評価条例に基づき、半径約3kmの範囲（泉南市の一部を含む）を環境影響評価対象実施区域として、所定の手順に基づき環境影響評価を実施した。

以上の経過から、環境の保全に配慮した事業が実施される。

### ③ 都市計画上の影響

泉南市域の最も接近している箇所は、計画地から約1.7kmの離隔があり、地形的にも行政界付近の丘陵（山林）により分断されている市街化調整区域であることから、都市計画・まちづくり上、支障はない。

**以上、①、②及び③を勘案し、大阪府からの広域調整手続きによる意見聴取については、「意見なし」とする。**



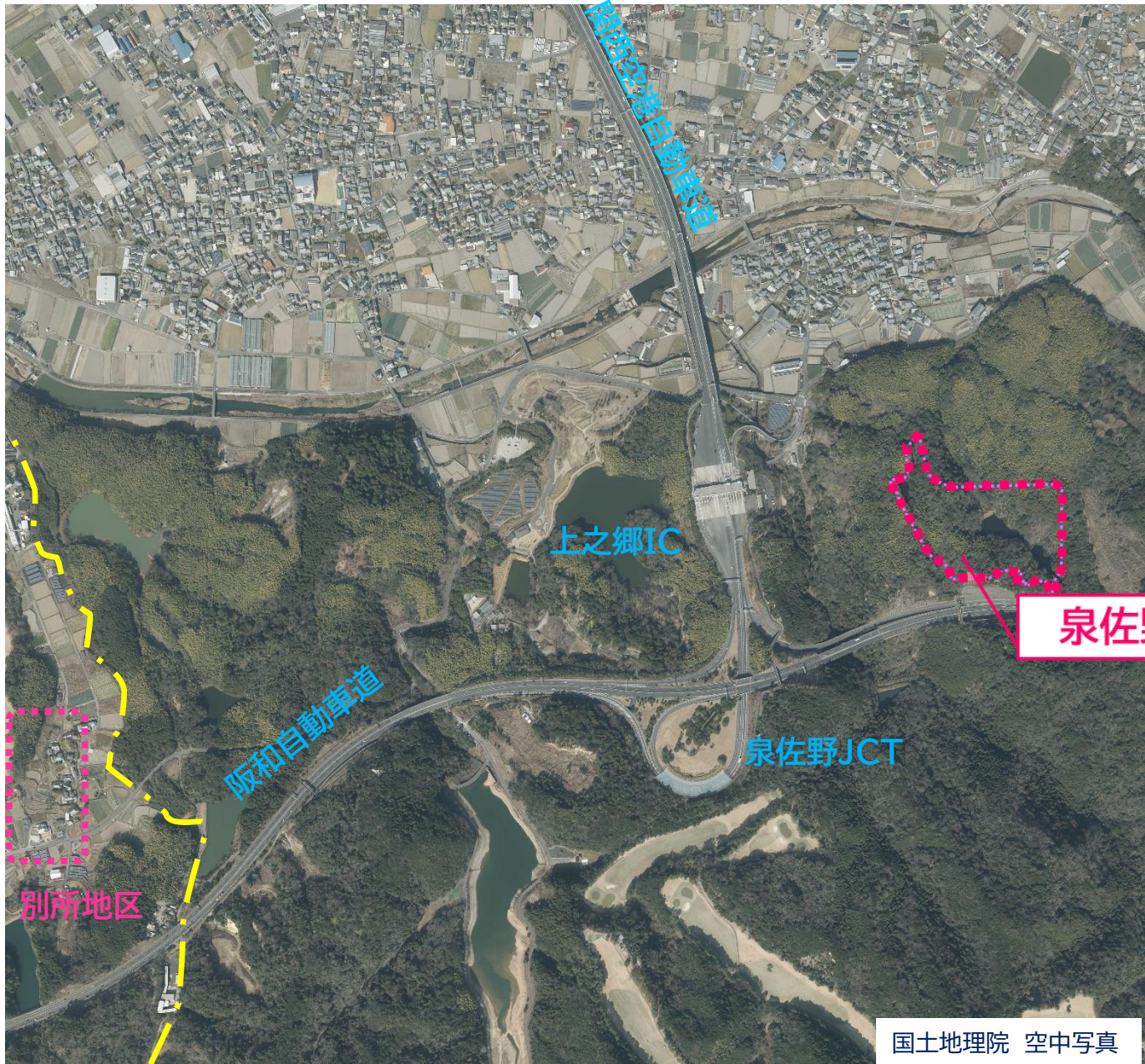
広域調整手続きに関する報告は、  
以上でございます。



泉南市マスコットキャラクター  
「泉南熊寺郎」「せんくま」

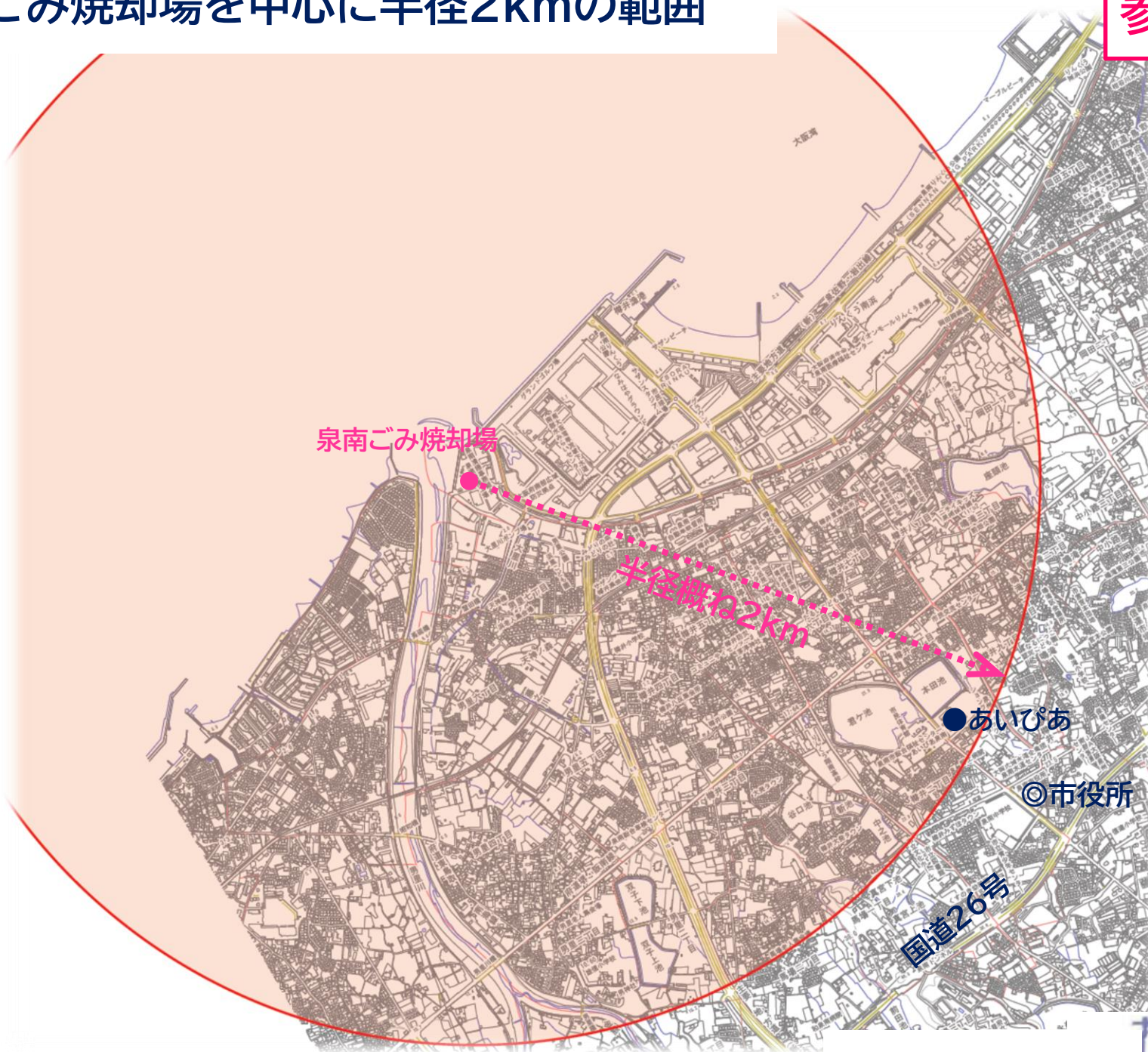
# ● 航空写真

参考資料



# ● 泉南ごみ焼却場を中心に半径2kmの範囲

参考資料



# ● 泉南ごみ焼却場との比較

南部大阪都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の決定（泉佐野市決定）

都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）を次のように決定する。

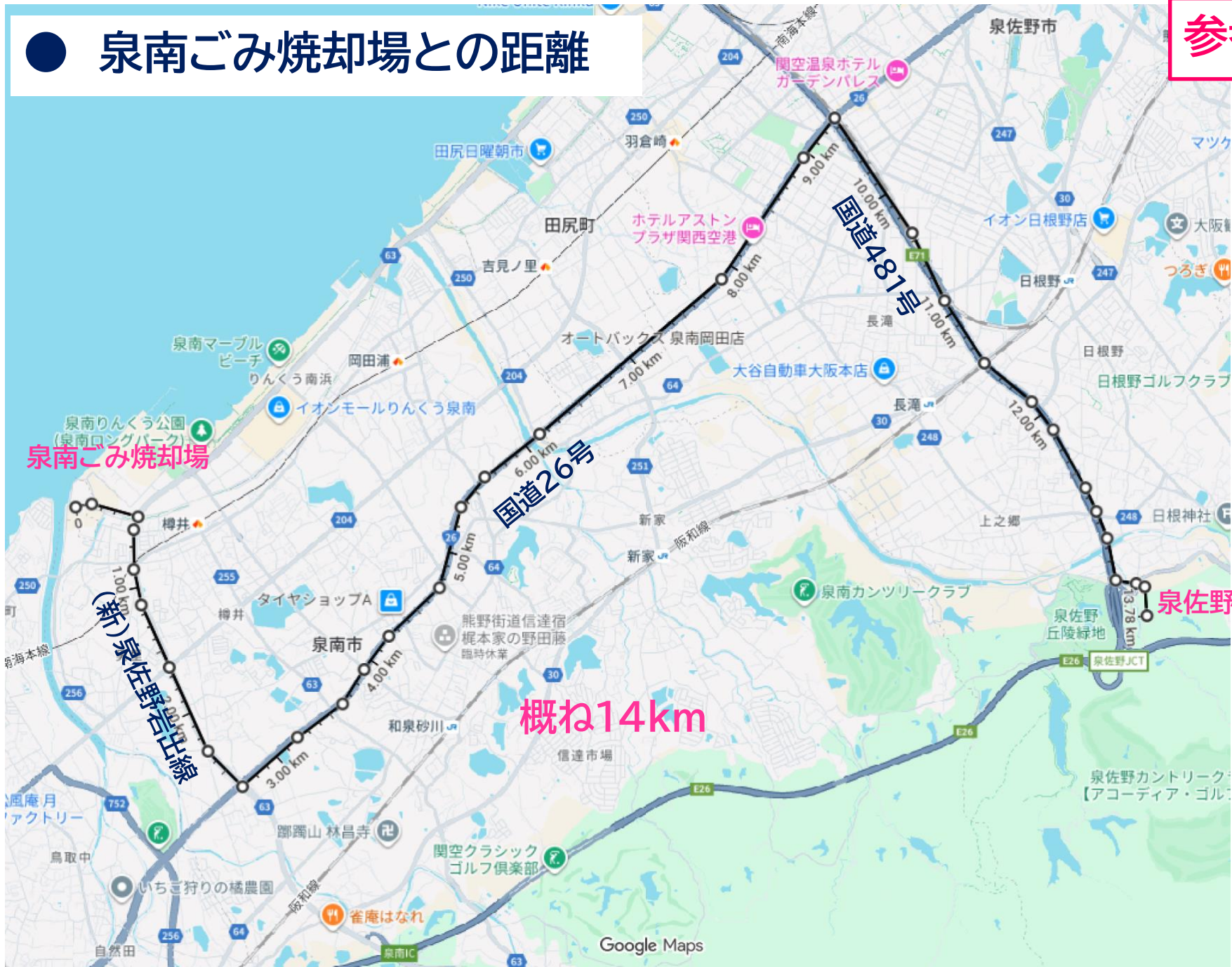
名 称		位 置	面 積	備 考
番号	ごみ焼却場名			
1	泉佐野ごみ焼却場	泉佐野市 日根野、上之郷地内	約 55,300m <sup>2</sup>	エネルギー回収推進施設 210(t/日)
				マテリアルリサイクル推進施設 24(t/5h)

南部大阪都市計画ごみ焼却場の決定（泉南市決定）

都市計画ごみ焼却場を次のように決定する。

名 称		位 置	面積	備考
番号	ごみ焼却場名			
228-1	泉南ごみ焼却場	泉南市りんくう 南浜及び阪南市 尾崎地内	約 2.34ha	焼却能力 104 t /日 (52t/24 時間× 2 炉) ストーカ方式

# ● 泉南ごみ焼却場との距離



概ね14km